

岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生について

平成 30 年 11 月 6 日
岩手県競馬組合

このたび、(公財)競走馬理化学研究所(栃木県宇都宮市)から、10月28日(日)に岩手競馬に出走した競走馬から禁止薬物陽性馬が発生したとの報告を受けました。これを受け、岩手県競馬組合では、所轄の盛岡東警察署に連絡し、今後、捜査機関と連携して発生原因について調査して参ります。

本年7月及び9月にも同様の事案が発生し、警備員の増強や監視カメラの設置等監視体制の強化に努めて参りましたが、相次いで禁止薬物陽性馬3頭が発生しましたことを受け、次の開催は予定どおりの日程で開催することはできないと判断したところです。

ファンの皆様、競馬関係者並びに県民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

岩手県競馬組合といたしましては、今後、一日も早く原因究明及び信頼回復に努めるとともに、再発防止に向けた対策を講じて参ります。

1 禁止薬物陽性馬の概要

ヒナクイックワン号(サラブレッド系 牡3歳 水沢競馬場 高橋純厩舎所属)

- (1) 施行日 平成30年10月28日(日)
- (2) 競走名 第10回盛岡競馬第2日第5競走 サラ系C2級
- (3) 競走条件 サラブレッド系 一般 ダート1,400m 1着賞金20万円
- (4) 競走結果 10頭立1着

2 検出された薬物

ボルデノン(アナボリックステロイド)*筋肉増強剤

3 発生の経過等

- (1) 出走馬の禁止薬物検査については、出走馬のうち1着馬及び2着馬(11頭以上の出走の場合は任意に1頭追加)から検体を採取し、(公財)競走馬理化学研究所で禁止薬物の有無を検査している。採取した検体をA検体及びB検体に分割し、A検体から禁止薬物の陽性反応が出た場合にB検体も検査し、再度陽性反応が出た場合に、禁止薬物陽性馬の発生としている。
- (2) 上記の競走馬については、11月3日(土)午後0時30分、A検体(尿)から禁止薬物に指定されている「ボルデノン」が検出された旨、(公財)競走馬理化学研究所より通知があり、これを受けてB検体(尿)についても追加検査を依頼し、5日(月)午後6時45分、陽性との検査結果報告があった。
- (3) 競馬組合では、5日(月)、競馬法違反に該当する恐れがあることから、所轄の盛岡東警察署に連絡したところ。
- (4) 今後、当該馬への失格等の処分、当該馬の管理厩舎(高橋純厩舎)在厩馬全頭の禁止薬物検査、競走除外等の手続きを進める。

4 これまでの再発防止対策

(1) 全厩舎の緊急立入検査

8月9日(木)、全厩舎(37厩舎)の緊急立入検査を行い厩舎内の薬品等の管理状況や飲食、喫煙等の処置状況等について検査。

(2) 陽性馬発生厩舎及び全厩舎関係者からの事情聴取等

8月9日(木)から10月26日(金)までの間、当該厩舎の調教師、厩務員及び担当獣医師から、事情聴取を実施。

また、9月20日(木)から10月13日(土)までの間に、全ての厩舎関係者(調教師、騎手及び厩務員)を対象に、地方競馬全国協会及び全国公営競馬主催者協議会の職員の協力を得て、事情聴取を実施。

(3) 全頭を対象とした事前検査

9月18日(火)時点の在厩馬全頭を対象に、10月8日(月)までの出走予定馬全頭の検査を行い陰性となった競走馬のみ出走させることとして取り進め、退厩馬等を除き、717頭の検査を実施し、全頭が陰性。

なお、10月13日(土)以降のレースについては、転入馬、新馬等を対象に、同様の事前検査を実施することとし、随時、検査を実施しているところであり、これまで全頭が陰性。

(4) 厩舎監視体制の強化

水沢競馬場及び盛岡競馬場の警備員詰所の警備員を増員し巡回回数も増やすことで、監視体制を強化。

また、警備員による巡回に加え、競馬組合職員及び調教師も、厩舎地区の見廻りを実施。

(5) 全厩舎への監視カメラの設置

現在、水沢競馬場に8台(交流厩舎、警備員詰所等)、盛岡競馬場に16台(交流厩舎等)設置しているが、今回の事案発生を受け、全厩舎に監視カメラ(約150台)を設置し、一元的に24時間監視可能な体制を構築。

なお、陽性馬が発生した水沢競馬場については10月31日(水)までに一部設置が完了し既に稼働しており、盛岡競馬場は11月中旬までに設置完了予定。

(6) 業務・厩舎地区への入場規制等

ア 調教師等の厩舎関係者の厩舎・業務エリアへの入場について、通行許可証で確認。

イ 関係者駐車証について、現在の駐車証を更新(黄色から水色に変更)。

ウ 宅配業者等の厩舎地区への入場を全日禁止。

5 原因究明・再発防止等対策チームの設置

原因究明及び再発防止対策を講じるため、競馬事業に精通した第三者及び岩手競馬関係者等による「岩手競馬禁止薬物陽性馬再発防止対策チーム」を平成30年9月28日(金)に設置し様々な観点から検討。

(1) 構成員

所	属	職名	氏名	備考
岩手県農林水産部競馬改革推進室		室長	千葉義郎	委員長
地方競馬全国協会		公正部長	坂東義和	副委員長
日本中央競馬会		馬事部部长補佐	松田芳和	
(公財)競馬保安協会調査統括部地方調査室		調査専門職	木下稔	
岩手県調騎会		会長	瀬戸幸一	
岩手県競馬組合		業務部長	深澤正光	

(2) 開催状況

ア 第1回会議 平成30年10月5日(金) 水沢競馬場

イ 第2回会議 平成30年10月16日(火) 水沢競馬場

※第3回会議は11月中に開催予定。

(3) 主な検討項目等

薬品・飼料、競馬場・厩舎の管理警備体制等

6 今後の対応

これまで、様々な再発防止対策を講じてきたにも関わらず、3頭目の禁止薬物陽性馬が発生したことを受け、11月10日（土）からの競馬の開催は行わないこととした。

競馬組合としては、一日でも早く再開できるよう、早急に再発防止対策の更なる強化を図り、公正な競馬を実施できる体制の再構築に向け、全力で取り組んでいく。

再発防止対策：監視カメラの増設、警備員の24時間配置、自厩舎の管理体制の強化等

◆競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）◆

第31条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- (1) 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者
- (2) 出走すべき馬につき、その馬の競走能力を一時的にたかめ又は減ずる薬品又は薬剤を使用した者
- (3) 競走について財産上の利益を得、又は他人に得させるため競走において馬の全能力を発揮させなかった騎手